



総務省

最終保障提供責務の導入等に伴う 基礎的電気通信役務制度の在り方

令和7年7月
総務省
総合通信基盤局

諮問理由

- 電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成13年法律第62号）により創設された**基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）制度**は、平成19年1月から電話のユニバーサルサービス交付金制度の運用を開始し、それ以降、社会経済情勢や技術革新などの環境変化を捉え、総務省において、累次の審議会答申等を踏まえて、**適時適切にその在り方を見直している**。
- 本年2月の情報通信審議会「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」最終答申（令和7年2月3日。以下「最終答申」という。）では、モバイル網を活用したサービスの登場等により複数の電気通信事業者による効率的な提供が可能となっていること等を踏まえ、**モバイル網を活用した電話・ブロードバンドに係るサービスを新たにユニバーサルサービスに位置付けるとともに、複数の電気通信事業者が連携してユニバーサルサービスの提供を確保する最終保障提供責務を導入することが適当とされた**。
- これを踏まえ、**最終保障提供責務の導入**や、これに伴う**ユニバーサルサービス交付金**（以下単に「交付金」という。）**制度の見直し、新たな利用者保護規律の導入**等を盛り込んだ**電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律**（令和7年法律第46号。以下「令和7年改正法」という。）が、本年5月に公布された。これらの新たな制度の導入等に向け、必要な事項について検討を加える必要がある。
- このほか、ユニバーサルサービスの在り方を巡っては、**電話のユニバーサルサービスについては、令和7年度以降の交付金の算定方法や災害時用公衆電話に対する補填の開始に関する事項や額の算定方法**について検討を加える必要がある。また、**ブロードバンドのユニバーサルサービスについては、電気通信事業法の一部を改正する法律**（令和4年法律第70号。以下「令和4年改正法」という。）附則第6条の規定等に基づき**施行後3年の施行状況やその導入時等に継続検討が適当とされた事項**について検討を加える必要がある。
- こうした諸般のユニバーサルサービス制度を取り巻く状況等を踏まえ、今般、これらの事項について検討を行うため、諮問するものである。

答申を希望する事項

1. 最終保障提供責務の導入等に向けて検討が必要な事項

- (1) 新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い
- (2) 最終保障提供責務の履行の在り方
- (3) ユニバーサルサービスに係る利用者保護規律の在り方
- (4) 最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方

2. 電話のユニバーサルサービス制度に関する事項

- (1) 令和7年度以降の電話の交付金の算定方法
- (2) 災害時用公衆電話の補填の開始に関する事項及び具体的な補填額の算定方法

3. ブロードバンドのユニバーサルサービス制度に関する事項

- (1) 令和4年改正法の施行後3年の施行状況等の検討に関する事項

4. その他必要と考えられる事項

答申を希望する時期

- 最終保障提供責務の導入等に向けて速やかに対応が必要なもの 2026年1月目途
- 令和7年度以降の電話の交付金の算定方法、災害時用公衆電話の補填に係るもの 2026年3月目途
- 最終保障提供責務の導入等に向けて対応が必要なもの 2026年9月目途
- 令和4年改正法の施行後3年の施行状況等に関するもの 2027年3月目途

- 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 ユニバーサルサービス政策委員会における調査検討を希望。

情報通信審議会

電気通信事業政策部会

ユニバーサルサービス政策委員会

(主査)	大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長
(主査代理)	高橋 賢	横浜国立大学 大学院 国際社会科学研究院 教授
(委員)	岡田 羊祐	成城大学 社会イノベーション学部 教授
	藤井 威生	電気通信大学 先端ワイヤレスコミュニケーション研究センター 教授
(専門委員)	春日 教測	東洋大学 経済学部 教授
	鎌田 裕美	一橋大学 大学院経営管理研究科 教授
	砂田 薫	国際大学 グローバル・コミュニケーション・センター 主幹研究員
	長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク

電話のユニバーサルサービス (第一号基礎的電気通信役務)

固定電話 
公衆電話 
緊急通報 

[ワイヤレス固定電話含む。] [第一種公衆電話及び災害時用公衆電話] (110,118,119)

 ※携帯電話等は、ユニバーサルサービスではない。

- 契約約款の届出義務
- 役務提供義務
- 技術基準適合維持義務

携帯電話事業者 
 固定電話事業者 
 IP電話事業者 

第一種適格電気通信事業者
NTT東日本及びNTT西日本を指定

63.7億円
(令和6年度認可)

NTT持株、NTT東日本、NTT西日本

※サービス提供は、NTT東日本、NTT西日本が実施

ブロードバンドのユニバーサルサービス (第二号基礎的電気通信役務)

ブロードバンドサービス

(FTTH、CATVインターネット(HFC方式)、ワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)※)



※固定通信サービス向けに専用の無線回線(例：地域BWAやローカル5G)を用いて提供するもの。

- 契約約款の届出義務※1, ※2
 - 役務提供義務
 - 技術基準適合維持義務
- ※1 契約数が30万を超える事業者
 ※2 特段の合意がある場合は、届出契約約款によらない役務提供も可能

固定ブロードバンドサービス事業者 
 モバイルブロードバンドサービス事業者 

第二種適格電気通信事業者
NTT東日本、NTT西日本及びZTVを指定

令和8年度までに交付金の運用を開始する
新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版
(令和6年6月21日 閣議決定)

なし

該当するサービス

ユニバ提供事業者に対する業務規律

負担事業者

支援対象事業者

交付金

ユニバ提供の責務

1. 最終保障提供責務の導入等に向けて検討が必要な事項 「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」最終答申の概要

1. ユニバーサルサービスの確保の在り方

- 誰もが取り残されずに「ブロードバンド」が利用できる環境を整備
- メタル回線の縮退を見据えて「電話」が全国であまねく利用できる環境を効率的に確保

2. 公正競争の確保の在り方

- 技術の進展等を踏まえてNTT東西の経営の自由度を向上（業務範囲）
- 我が国の通信全体を支えるNTTの通信インフラの適切な設置・維持を確保等

3. 国際競争力の強化の在り方

- グローバル市場の獲得に向けた官民による戦略的・総合的な取組

4. 経済安全保障の確保の在り方

- 外資総量規制と個別投資審査の両輪によるNTTの経営から外国の影響力を排除

5. NTTに関する担保措置等の在り方

- NTTの業務・責務の適切な履行を担保

最終答申 ユニバーサルサービスの確保の在り方①

－誰もが取り残されずに「ブロードバンド」が利用できる環境を整備－

- ブロードバンドは、デジタル社会の基幹インフラ。誰もが利用できる環境を確保するため、「**未整備地域**（約5万世帯）の**解消**」と「**公設光ファイバ**（501市町村・約150万世帯以上）の**民設移行の促進**」が課題。
- この解決には、「整備費」への予算補助、「維持費」への交付金（関係事業者が負担金を拠出）の補填等はあるが、**電話と異なり、提供者がいない地域でブロードバンドを提供する責務を担う者がいない状況**。
- また、**不採算地域の効率的なカバー**には、有線（光ファイバ）だけでなく、**無線**（モバイル網）の**積極的な活用**が必要。

取組の方向性

- 固定ブロードバンドが、**全国あまねく利用できる環境を整備**するため、**以下の取組**を行うことが適当。
 - ① 各地域で複数事業者がサービス提供している状況等を踏まえ、ブロードバンドを提供する責務として、**最終保障提供責務**（他事業者が提供していない地域において利用希望者に対し提供する責務）を**新設**する（※）。
 - ※ 当該責務の履行に係る費用を補填するため、交付金制度の見直しを行う。
 - ② 最終保障提供責務の担い手は、**適格電気通信事業者**（申請により指定を受けて交付金を受ける者）**がいる地域では適格電気通信事業者とし、適格電気通信事業者がいない地域ではNTT東西とする**。
 - ③ 責務の担い手が、局舎の貸出し等の**協力を求めた場合は、近隣の事業者には、その協議に応じる義務**を課す。
 - ④ 無線による効率的なカバーを可能とするため、（混雑による品質低下の懸念が少ない）**不採算地域等に限り、モバイル網による固定ブロードバンド**（ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型））を**ユニバーサルサービスに追加**する。
 - ⑤ 料金の低廉性確保のため、**都市部以外では、都市部を上回る料金の設定を原則禁止**する。

－メタル回線の縮退も見据えて「電話」が全国あまねく利用できる環境を効率的に確保－

- NTT東西のメタル回線設備は2035年頃に維持限界の見込み。メタル回線による固定電話(メタル固定電話)の契約数は減少傾向にあるが、当面は相当数残存(2030年:約730万)するため、既存利用者を保護しつつ、円滑な移行促進が必要。
- 計画的移行は当面しないため、利用者減で収入は減少する一方、設備費は大きく変わらず、今後、NTT東西の赤字は拡大見込み。交付金肥大化による国民負担の増加を回避するため、無線の活用等による効率的な提供も必要。
- また、利用実態等を踏まえ、居住地域での携帯電話をユニバーサルサービスに位置付けるかどうかも論点。

取組の方向性

- 固定電話全体の契約数は5千万件超。引き続き固定電話のあまねく提供を効率的に確保するとともに、メタル固定電話の利用者の移行先を拡大し、メタル回線設備の円滑な縮退を図る観点から、以下の取組を行うことが適当。
 - ① 無線による効率的な提供と既存利用者の移行先を確保するため、モバイル網固定電話(モバイル網による固定電話)をユニバーサルサービスに追加する。
 - ② ①により、固定電話の提供者に携帯電話事業者も加わり、複数事業者が連携した効率的なエリアカバーが可能となるため、電話のあまねく提供責務(他事業者の提供地域でも提供責務を負う)は、最終保障提供責務に見直す。
 - ③ 責務の担い手、近隣事業者の協議応諾義務、料金規制はブロードバンドの場合と同様とする。なお、利用者保護のため、メタル固定電話の利用者の残存区域では、NTT東西の業務区域の縮小は制限する。
 - ④ NTTは、メタル回線設備の移行計画を早急に策定し、総務省は、関係者の意見等を聴きながら検証する。
- 携帯電話をユニバーサルサービスとすることは、各社が自主的に整備を進める中でその経営状況に鑑みると交付金での補填に理解が得られにくく、技術的課題もあること等から、今後の技術の進展等を踏まえ、継続検討が適当。

ユニバーサルサービスについて他の電気通信事業者が提供しない区域における提供の義務を負う最終保障電気通信事業者について規定するほか、NTT東西の業務の範囲を見直す等の措置を講ずる。

1. ユニバーサルサービスの確保

- NTTの電話のあまねく提供義務を見直し、電話・ブロードバンドともに、複数事業者が連携して全国をカバーする最終保障提供義務※を設ける。

※義務の担い手は、適格電気通信事業者（申請により指定を受けて交付金を受ける者）がいる地域では適格電気通信事業者、適格電気通信事業者がいない地域ではNTT東西

（あまねく提供義務：他事業者の提供地域を含め、全国あまねく提供する義務
最終保障提供義務：誰も提供していない地域でのみ、提供する義務）

2. NTT東西の業務範囲規律の見直し

- NTT東西の県域業務規制（本来業務を県内通信を扱う業務に限定）は撤廃するなど、業務範囲の規制を緩和する。

3. 通信インフラの維持・確保

- NTT東西の線路敷設基盤（電柱・管路等）の譲渡等を認可対象とする。
- インフラシェアリング事業者※について、適正・公平な利用等を担保した上で、公益事業特権（土地等の使用に係る権利）を付与する。

※基地局用の鉄塔等を携帯電話事業者に貸し出す事業を行う者

4. 電気通信番号制度の見直し

- 番号使用計画の認定の欠格事由に特殊詐欺犯（詐欺罪等）を追加する。

等

I 最終保障電気通信事業者に関する規定の整備

- ① 複数の電気通信事業者によりユニバーサルサービスのあまねく日本全国における提供を確保するため、NTTの電話のあまねく提供責務は見直し、電話・ブロードバンドともに、提供者がいない地域に限り責務を負う**最終保障提供責務**を設ける。
- ② **最終保障提供責務の担い手**（最終保障電気通信事業者）は、**適格電気通信事業者がいる地域は適格電気通信事業者、それ以外の地域はNTT東西**とする。
- ③ 最終保障提供責務の円滑な履行に資するため、**基礎的電気通信役務台帳**や、その提供の求めがあった場所（提供場所）に**提供者がいるかどうかの確認（役務提供確認）**の**手続等**を整備する。
- ④ 最終保障提供責務に基づくユニバーサルサービス（最終保障電気通信役務）の円滑な提供のため、**近隣の電気通信事業者は、局舎の貸出し等の必要な協力をしなければならないこととし、その協議に応じる義務**を課す。

II 交付金制度に関する規定の整備

- ① **最終保障電気通信役務の提供**について、**交付金により必要な支援**を行うこととする。
※このため、適格電気通信事業者がいない地域におけるNTT東西による最終保障提供責務に係る交付金について、総務大臣の確認制度を設ける。
- ② **電話の交付金制度**について、**複数の適格電気通信事業者が担当支援区域の指定を受ける制度**へと変更する等、交付金制度に関し、**最終保障提供責務の導入等に伴い必要な規定**を整備する。

III 利用者保護等に関する規定の整備

- ① 電気通信事業者の撤退による利用者の不測の事態を回避し、利用者の利益を保護するため、ユニバーサルサービスに係る業務区域の減少等について、**利用者への事前周知の義務**を課す。
- ② ユニバーサルサービスの料金の低廉性確保のため、**地方における都市部より高い料金設定を原則禁止**する。また、電話について、多様な条件による提供を可能とするため、**相対契約を解禁**する。

電話のユニバーサルサービス (第一号基礎的電気通信役務)

固定
電話



公衆
電話



緊急
通報



〔ワイヤレス固定電話 及び
モバイル網固定電話 含む〕 〔第一種公衆電話及び
災害時用公衆電話〕 (110,118,119)



※携帯電話等は、ユニバーサルサービスではない。

- 契約約款の届出義務※
(地方における都市部より高い料金設定の原則禁止)
 - 役務提供義務
 - 技術基準適合維持義務
- ※ 特段の合意がある場合は、届出契約約款によらない役務提供も可

第一種適格電気通信事業者 (担当支援区域)
NTT東西 (担当支援区域以外の場合)

63.7億円 (令和6年度認可)

携帯電話
事業者



固定電話
事業者



IP電話
事業者



- 担当支援区域：**第一種適格電気通信事業者**
- 担当支援区域以外の区域：**NTT東西**

ブロードバンドのユニバーサルサービス (第二号基礎的電気通信役務)

ブロードバンドサービス

(FTTH、CATVインターネット(HFC方式)、
ワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)^{※1}、
ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)^{※2})



- ※1 固定通信サービス向けに専用の無線回線
(例：地域BWAやローカル5G) を用いて提供するもの。
- ※2 携帯電話サービス向けの無線回線を用いて提供するもの。

- 契約約款の届出義務^{※1, ※2}
(地方における都市部より高い料金設定の原則禁止)
 - 役務提供義務
 - 技術基準適合維持義務
- ※1 契約数が30万を超える事業者
※2 特段の合意がある場合は、届出契約約款によらない役務提供も可

第二種適格電気通信事業者 (担当支援区域)
NTT東西 (担当支援区域以外の場合)

令和8年度までに交付金の運用を開始

固定ブロードバンド
サービス事業者



モバイルブロードバンド
サービス事業者



該当する
サービス

ユニバ提供
事業者に
対する
業務規律

支援対象
事業者

交付金
(現行制度)

負担
事業者
(現行制度)

最終保障
提供責務

- 担当支援区域：**第二種適格電気通信事業者**
- 担当支援区域以外の区域：**NTT東西**

※ 赤字部分が今回の見直しによる改正箇所

1. (1) 新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い

- ① ワイヤレス固定電話の提供地域の扱い
- ② ユニバーサルサービスに位置付けるモバイル網固定電話の扱い
- ③ ユニバーサルサービスに位置付けるワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の扱い
- ④ 関連規定における新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い

1. (2) 最終保障提供責務の履行の在り方

- ① 基礎的電気通信役務の区分、基礎的電気通信役務台帳の整備に関する事項
- ② 最終保障提供責務の履行に係る手続等に関する事項
- ③ 最終保障電気通信役務に係る契約約款への記載事項
- ④ 近隣電気通信事業者の協力義務に関する事項

1. (3) ユニバーサルサービスに係る利用者保護規律の在り方

- ① ユニバーサルサービスに係る業務区域の減少等の周知及び届出に関する事項
- ② 地方における都市部より高い料金設定の禁止に関する事項

1. (4) 最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方

- ① 最終保障電気通信役務の交付金制度の在り方
- ② 最終保障提供責務の導入等に伴う電話の交付金制度の見直し
- ③ 最終保障提供責務の導入等に伴うブロードバンドの交付金制度の見直し

- 「令和6年度第4四半期の電話のユニバーサルサービス交付金の算定方法の在り方」答申（令和7年4月）において、**令和7年度以降における電話の交付金の算定方法の在り方について検討を進めること**とされている。
- 「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方」答申（令和4年9月）において、第一種公衆電話の設置に係る補填額の差額が撤去費用を上回ることとなった場合に、**災害時用公衆電話への補填を開始すること及び補填額の算定方法について検討**を行うべきであるとされている。

2. (1) 令和7年度以降の電話の交付金の算定方法

- ① 令和7年度以降における電話の交付金の算定方法

2. (2) 災害時用公衆電話の補填の開始に関する事項及び具体的な補填額の算定方法

- ① 災害時用公衆電話の補填の開始に関する事項
- ② 災害時用公衆電話の具体的な補填額の算定方法

3. ブロードバンドのユニバーサルサービス制度に関する事項

- 令和4年改正法附則において、**施行後3年**（令和8年6月）を経過した場合において、改正後の**施行状況について検討**を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとされている。
- 「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」答申（令和6年3月）において、**引き続き検討・見直しを行うことが適当とされた事項等**について、**今後更に必要な議論を進め、深めることが適当**とされている。

3. (1) 令和4年改正法の施行後3年の施行状況等の検討に関する事項

- ① 令和4年改正法の施行後3年の施行状況等の検討に関する事項
- ② ブロードバンドのユニバーサルサービス制度の導入時等に継続検討が適当とされた事項

